

HIMEDIC山中湖倶楽部 (Wコース)
新旧対比表

※下線は変更部分を示します。

2023年4月1日改定

現会則	改定后会則
<p>第7条(会員の資格)</p> <p>1. (変更無し)</p> <p>2. 会員は、<u>会員カード</u>の発行日より会員資格を取得するものとします。</p> <p>3. ~7. (変更無し)</p>	<p>第7条(会員の資格)</p> <p>1. (変更無し)</p> <p>2. 会員は、<u>会員証(同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。)</u>の発行日より会員資格を取得するものとします。</p> <p>3. ~7. (変更無し)</p>
<p>第8条(資格期間)</p> <p>会員の資格期間は、<u>会員カード</u>発行日(第7条第1項の資格要件を充たした日。以下、同じ。)から15年間とし、譲渡、名義変更その他の理由で会員証の再発行がなされた場合でも、当初の会員証発行日から起算されるものとします。ただし、細則5条の定めにより、会員資格を更新できる場合もあるものとします。</p>	<p>第8条(資格期間)</p> <p>会員の資格期間は、<u>会員証</u>発行日(第7条第1項の資格要件を充たした日。以下、同じ。)から15年間とし、譲渡、名義変更その他の理由で会員証の再発行がなされた場合でも、当初の会員証発行日から起算されるものとします。ただし、細則5条の定めにより、会員資格を更新できる場合もあるものとします。</p>
<p>第9条(<u>会員カード</u>)</p> <p>1. 会社は、会員に<u>会員カード</u>を発行します。</p> <p>2. 会員または会員が指名した利用者(追加検診者を含む。以下同じ)は、提携先医療機関の施設を利用する場合は必ず<u>会員カード</u>を持参し、提携先医療機関の施設の受付で提示していただきます。</p> <p>3. 会員は、会員が指名した利用者以外の者に<u>会員カード</u>を貸与することはできません。</p> <p>4. 会員は、<u>会員カード</u>を紛失した場合、会社に対し直ちに届け出るものとし、所定の手続きにより、再発行の申請をするものとします。なお、再発行については、所定の手数料をいただきます。</p> <p>5. 会員は、<u>会員カード</u>の貸与、盗難およびその他の理由の如何を問わず、会員以外の第三者が<u>会員カード</u>により提携先医療機関の施設を利用した場合、当該第三者と連帯してその利用料金等の支払いを含むすべての責任を負うものとします。</p>	<p>第9条(<u>会員証</u>)</p> <p>1. 会社は、会員に<u>会員証</u>を発行します。</p> <p>2. 会員または会員が指名した利用者(追加検診者を含む。以下同じ)は、提携先医療機関の施設を利用する場合は必ず<u>会員証</u>を持参し、提携先医療機関の施設の受付で提示していただきます。</p> <p>3. 会員は、会員が指名した利用者以外の者に<u>会員証</u>を貸与することはできません。</p> <p>4. 会員は、<u>会員証</u>を紛失した場合、会社に対し直ちに届け出るものとし、所定の手続きにより、再発行の申請をするものとします。なお、再発行については、所定の手数料をいただきます。</p> <p>5. 会員は、<u>会員証</u>の貸与、盗難およびその他の理由の如何を問わず、会員以外の第三者が<u>会員証</u>により提携先医療機関の施設を利用した場合、当該第三者と連帯してその利用料金等の支払いを含むすべての責任を負うものとします。</p>

現細則	改定後細則
<p>第3条(メディカル・サービス等)</p> <p>1. (変更無し)</p> <p>2. 会員が受けるメディカル・サービスは、提携先医療機関である「<u>医療法人社団 山中湖クリニック</u>」内医療機関、その他の医療機関が提供します。</p> <p>3. ~5. (変更無し)</p>	<p>第3条(メディカル・サービス等)</p> <p>1. (変更無し)</p> <p>2. 会員が受けるメディカル・サービスは、提携先医療機関である「<u>医療法人社団ミッドタウンクリニック</u>」内医療機関、その他の医療機関が提供します。</p> <p>3. ~5. (変更無し)</p>
<p>第4条(年会費、Wコース検診券の交付)</p> <p>1. ~6. (変更無し)</p> <p>7. 会員もしくは会員が指名した利用者は、本倶楽部の<u>会員カード</u>を持参し、受付時に提示もしくは提出することにより、会員資格で検診を受けることができます。ただし、ご予約時にご利用者を確定していただく必要があります。</p> <p>8. (変更無し)</p>	<p>第4条(年会費、Wコース検診券の交付)</p> <p>1. ~6. (変更無し)</p> <p>7. 会員もしくは会員が指名した利用者は、本倶楽部の<u>会員証(同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。)</u>または<u>身分証明書</u>を持参し、受付時に提示もしくは提出することにより、会員資格で検診を受けることができます。ただし、ご予約時にご利用者を確定していただく必要があります。</p> <p>8. (変更無し)</p>

現利用規程	改定後利用規程
<p>【ご予約の手続】 <検診の受付について></p> <p>1. ～6. (変更無し)</p> <p>7. 検診の受付は、指定時間までに検診施設で行って下さい。また、検診受付時には、本倶楽部の会員カード、Wコース検診券、受診案内、問診表等をご持参下さい。追加検診者が同日に受診する場合は、必ず一緒に受付を行って下さい。なお、会員が指名した利用者も、受付にて会員カードのご提示が必要なためご注意ください。</p> <p>8. ～9. (変更無し)</p>	<p>【ご予約の手続】 <検診の受付について></p> <p>1. ～6. (変更無し)</p> <p>7. 検診の受付は、指定時間までに検診施設で行って下さい。また、検診受付時には、Wコース検診券、受診案内、問診表等をご持参下さい。追加検診者が同日に受診する場合は、必ず一緒に受付を行って下さい。また、受付にて会員証(同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。)または身分証明書をご提示下さい。</p> <p>8. ～9. (変更無し)</p>
<p><ご宿泊について></p> <p>1. ～2. (変更無し)</p> <p>3. ホテルフロントにて、本倶楽部の会員カードをご提示の上、チェックインを行って下さい。なお、チェックインは、検診前日の午後3時からできます。</p> <p>4. (変更無し)</p>	<p><ご宿泊について></p> <p>1. ～2. (変更無し)</p> <p>3. ホテルフロントにて、本倶楽部の会員証をご提示の上、チェックインを行って下さい。なお、チェックインは、検診前日の午後3時からできます。</p> <p>4. (変更無し)</p>
<p><サロン施設のご利用></p> <p>本倶楽部会員は、全国に展開するサンメンバーズエクセレントクラブ(サロン)を、会員カードを持参することによりご利用できます。</p>	<p><サロン施設のご利用></p> <p>本倶楽部会員は、全国に展開するサンメンバーズエクセレントクラブ(サロン)を、会員証を持参することによりご利用できます。</p>